

議案第 8 号

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

（提案理由）

湯河原町公共下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業の排水人口及び 1 日最大汚水量の見直しを行うほか、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号イ中「21,830人」を「20,540人」に改め、同号ウ中「15,540立方メートル」を「14,690立方メートル」に改める。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(経営の基本) 第3条 (略) 2 公営企業の経営の基本は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) 下水道事業 ア (略) イ 排水人口は、<u>21,830人</u>とする。 ウ 1日最大汚水量は、<u>15,540立方メートル</u>とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(経営の基本) 第3条 (略) 2 公営企業の経営の基本は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) 下水道事業 ア (略) イ 排水人口は、<u>20,540人</u>とする。 ウ 1日最大汚水量は、<u>14,690立方メートル</u>とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	